

射水市監査委員告示第 4 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和8年2月13日に実施した財政援助団体等監査（新港ビル株式会社）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月17日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長 谷 川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

指定管理者監査

新港ビル株式会社〔観光まちづくり課〕

2 監査の実施日

令和8年2月13日

3 監査の期間

令和8年1月30日～令和8年2月13日

4 監査の範囲（令和6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

| | |
|-------|-----------------|
| 名 称 | 新港ビル株式会社 |
| 代 表 者 | 代表取締役社長 大 門 督 幸 |
| 所 在 地 | 射水市本町二丁目10番35号 |

7 指定管理施設の概要

| | |
|---------|--------------------|
| 施 設 名 | 射水市観光交流センター |
| 所 在 地 | 射水市本町二丁目10番35号 |
| 所 管 課 | 観光まちづくり課 |
| 基本協定締結日 | 令和5年1月12日 |
| 指 定 期 間 | 令和5年4月1日～令和8年3月31日 |
| 管理業務委託料 | 20,218,000円（令和6年度） |

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 観光交流センターの開館から5年が経過したが、設備や備品等に不具合が発生した場合には、利用者に不便をかけないように担当課とも連携を密に、適切な維持管理に努められたい。
- (2) コンベンションホールをはじめ、シェアキッチン、屋外パーゴラ等の個性的な施設設備の利用を最大限高めるようPRに努め、ベイエリアの観光振興、活性化に一層取組まれたい。

(観光まちづくり課)